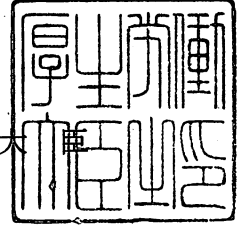


行政文書開示決定通知書

株式会社薫製倶楽部
代表取締役 森 雅昭 様

厚生労働大臣



令和7年5月16日付け（5月19日受付）の行政文書の開示請求（開第415号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

2024年3月28日に開催した薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会 新開発食品評価調査会及び指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループに関する以下の行政文書

- (1) 会議資料
- (2) 議事要旨
- (3) 議事録
- (4) 開催案内メール
- (5) 開催案内

2 不開示とした部分とその理由

	不開示部分	不開示理由
1	上記(1)(3)(4)(5)のうち、個人の情報が含まれる箇所	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることとなるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とした。
2	上記(1)(3)のうち、法人の情報が含まれる箇所	法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
3	上記(4)(5)のうち、公務員の職務上の電子メールアドレス及び内線番号、直通番号	厚生労働省が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、いたずら、偽計等に使用されるおそれがあることから、厚生労働省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法第5条第6号柱書きに該当するため、不開示とした。

4	<p>請求書記載の「①2024年3月28日に開催された有識者会議（薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会）に関する一式の行政文書」の検討メモ</p> <p>請求書記載の「② 自主点検を求めた際の判断根拠・基準設定に関する行政文書」の対象企業の基準、内部説明資料、職員間メール、Q&A作成関連文書、通知文案</p> <p>請求書記載の「③紅麹関連の企業名公表に関する検討・決定経緯に関する行政文書」</p>	<p>事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、法第9条第2項の規定により、不開示とした。</p>
---	---	--

- * この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。
- また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(※行政文書の開示を受ける場合、下表から希望する開示の実施の方法を、下記3(2)記載日時から都合の良い日時を選択の上、同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」により、開示実施方法等の申出を行う必要があります。写しの送付を希望される場合は、下記3(3)記載郵送料に相当する郵便切手も送付ください。また、同封(又は裏面)の説明事項もお読みください。)

行政文書の種類・数量等			
1. 用紙			
A 4判 166 枚 (166 頁うちカラー 58 頁)			
内訳 (1) 166 枚 (166 頁うちカラー 58 頁)			
(2) 枚 (頁うちカラー 頁)			
A 3判 0 枚 (0 頁うちカラー 0 頁)			
内訳 (1) 枚 (頁うちカラー 頁)			
(2) 枚 (頁うちカラー 頁)			
2. 電磁的記録 12 ファイル 容量 10.4 MB			
※ 用紙に出力 A 4判 166 枚 (166 頁うちカラー 58 頁)			
した場合 A 3判 枚 (頁うちカラー 頁)			
開示の実施の方法	算定基準 (法施行令別表 第1参照)	行政文書全体について 開示の実施を受けた 場合の基本額	開示実施手数料 (基本額 - 開示請求 手数料 300円)
行政文書が用紙の場合			
① 閲覧	100枚までごとにつき100円	200円	0円
② 複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	1,660円	1,360円
③ 複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円	2,240円	1,940円
④ スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,760円	1,460円
⑤ スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付 (PDFファイル)	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,780円	1,480円
開示の実施の方法	算定基準 (法施行令別表 第1参照)	行政文書全体について 開示の実施を受けた 場合の基本額	開示実施手数料 (基本額 - 開示請求 手数料 300円)
行政文書が電磁的記録の場合			
① 用紙に出力したものの閲覧	100枚までにつき200円	400円	100円
② 用紙に白黒で出力したものの交付	用紙1枚につき10円	1,660円	1,360円
③ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円	2,240円	1,940円
④ CD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額	2,620円	2,320円
⑤ DVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額	2,640円	2,340円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：令和7年6月24日から令和7年8月18日までの期間のうち、「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日の3日後以降の日（土、日その他の行政機関の休日を除く。）の9:30～17:00（12:00～13:00を除く。）

場所：厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室
東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館2階

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

日数：令和7年6月24日以降であって「行政文書の開示の実施方法等申出書」の提出された日から1週間後までに実施予定

郵送料（見込額）：	[用紙]	定形外		
			1kg まで	750 円
	[CD-R, DVD-R]	定形外		
			100g まで	180 円

(4) オンラインによる開示を実施することができる日、その他開示の実施に必要な事項

開示実施日：（オンラインによる開示実施はできません。）

その他連絡事項：－

4 担当課等

厚生労働省 健康・生活衛生局食品監視安全課

TEL：03-5253-1111（内線 4273）

行政文書開示請求書

令和 07 年 05 月 16 日
(記載例: 令和 03 年 01 月 01 日)

厚生労働大臣 殿

【記入上の注意】

※ 太枠内に記載された文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読取を行うので、枠からはみ出さないように大きめの文字で、マス目の部分については1マスに1字ずつ、明瞭に御記入ください。
 ※ 「姓」と「名」の間、「団体名」と「職名」と「氏名」の間は、それぞれ1字空けてください。「濁点(・)」、半濁点(゜)」のある文字は、1マス内に御記入ください。拗音(ゃ、ゅ、など)、促音(っ)、長音(ー)、中点(・)は1文字として取り扱い、また、「キ」及び「エ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。

氏名又は名称 *法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者職氏名を記載:

(ふりがな)	株式会社 兼製倶楽部 代表取締役 森 雅昭														
氏名 又は 名称	カ	フ	シ	キ	カ	イ	シ	ヤ	ク	ン	セ	イ	ク	ラ	フ
	ダ	イ	ヒ	ユ	ウ	ト	リ	シ	マ	リ	ヤ	ク	モ	リ	リ
	マ	サ	ア	キ											

住所又は居所 *法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地等を記載:

※1段目の左上から御記入ください。

郵便番号 701 - 0303
 岡山県 倉敷市 早島町 前湯 611-1 TEL 086-483-0602

連絡先 *連絡先を指定する場合は、当該連絡担当の氏名及び住所・電話番号等を記載:

(ふりがな)
 森 雅昭 TEL 086-483-0602

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

※請求する行政文書が特定できるよう、文書の名称や求める文書の内容等をできるだけ具体的に御記入ください。
 ※欄が不足する場合には、行政文書開示請求書(別紙)に御記入してください。


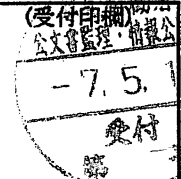
別記

2 求める開示の実施の方法(※本項目の記入は任意です。請求時に開示実施方法を指定する場合に御記入ください。)

*ア又はイに○印を付し、アを選択した場合は、実施方法、実施希望日も記載

ア 事務所における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()
 <実施の希望日> 令和 年 月 日
 ○ 写しの送付を希望する。 電子媒体による提供を希望します

3 開示請求手数料

手数料 (300円/開示請求する行政文書1件)	(収) 	(受付印欄) 
(※以下の欄は事務処理上使用するので記入しないでください。)		
所管課	<input type="text"/>	<input type="text"/>
備考	<input type="text"/>	

健生

415

行政文書開示請求書(別紙)

1. 請求する行政文書の名称等(続き)

以下の行政文書を2024年3月以降を対象として開示請求します。

(各項目は独立しているが、すべて紅麹関連制度対応に関するものであるため、まとめて記載します)

① 2024年3月28日に開催された有識者会議(薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会)に関する一式の行政文書

- 会議資料、議事録(速記・発言要旨を含む)、出席者リスト、内部準備資料、検討メモ、関係部局との共有メール等

② 自主点検を求めた際の判断根拠・基準設定に関する行政文書

- 自主点検依頼の根拠資料、対象企業の基準、内部説明資料、職員間メール、Q&A作成関連文書、通知文案等

③ 紅麹関連の企業名公表に関する検討・決定経緯に関する行政文書

- 企業名の公表判断にかかる協議記録、連絡会議・担当者会議のメモ、決裁文書、作成された資料・リスト・職員間メール等

(いずれも「作成または取得し、保有している文書」で、電子媒体・紙媒体の別を問いません)